

担い手総合緊急支援事業のうち
- 担い手育成・確保普及支援事業（新規） -

1．趣旨

担い手の経営の発展・安定のためには、地域の条件に応じた新技術や新品種の導入等により、収量や品質の向上など技術面での課題を適切に解決することが不可欠である。

このため、集落営農の組織化に当たって、安定した経営を継続させるための鍵となる土地利用型作物の生産性の向上等について、技術・営農支援を集中的に実施する。また、担い手の経営発展を支える技術革新を支援するため、地域内の農業技術者と担い手農業者が一体となって、最新技術の導入等を迅速かつ効率的に行う新たな普及手法を確立する。

2．事業の内容

(1) 集落営農への集中的な技術・営農支援

集落営農の組織化を支援するため、普及指導センターが、新技術・新品種の導入のための実証ほの設置、普及指導協力委員と連携した技術の導入・実証等の集落の特性に応じた技術・営農指導を集中的に実施するとともに、集落営農の組織化に当たって抱えている課題を早急に解決するために集落営農モデルを提示し、周辺集落の組織化に向けての取り組みを支援する。

(2) 地域連携普及活動への支援

担い手の技術革新を支援するため、普及指導センターをはじめ地域内の関係機関と担い手農業者が一体となって、新技術の確立・導入等のための調査研究活動（研究会の開催、実証ほの設置、マーケティング、研究機関等での研修等）を実施する。

3．事業実施主体 担い手育成総合支援協議会

4．事業実施期間 平成18年度～平成22年度

5．補助率 (1) 定額、(2) 1/2以内

6．平成18年度概算決定額	576,000(0)千円
	(1) 476,000(0)千円
	(2) 100,000(0)千円

【経営局 普及・女性課】